

## 保険金をどう守るか 生命保険信託とは「保険の保険」という発想 その2



「生命保険信託」と、一般の生命保険との違いは、信託銀行が、受取人に代わり、保険金の請求を行い、受取り後も保険金を管理してくれる点です。「生命保険信託」には、前回ご紹介したような事例での活用が想定されます。今回はしくみについてご紹介したいと思います。

### 「生命保険信託」の特徴

まず、「生命保険信託」は、違法なものや公序良俗違反でない限り、オーダーメイドで死亡保険金を管理、保全、承継するということを目的としています。現在販売されている商品でその特徴を見ていきましょう。

原則として、生前に25年先まで保険の受取りを誰にするか、いつ払うかなど、自由に決めることができます。受益者を複数にしたり、自然人以外にすることも可能です。自然人以外というのは、例えば、毎月の老人ホームでの費用を交付することを信託し、死亡した後は残りの財産をその老人ホームへ寄付するようになるということです。また、生命保険はペットを受取人にすることはできませんが、生命保険信託の場合は可能です。例えば、ペットの面倒を見てくれるNPO団体に最後は寄付したいというような希望を叶えられます。そのとき、契約者の思いをそのままの言葉にして伝えることができます。途中で内容を変更することも可能です。

死亡保険金は、最低3千万円以上。複数の被保険者の契約を合算して利用することもできます。既契約者、新規契約者が対象となっています。コストは、契約締結時に手数料が5万円(別途消費税)、運用開始時にかかる信託報酬(保険金額により決まる。最低100万円)、運用報酬、定期管理報酬(1ヶ月あたり1~3万円)などがかかります。途中で信託内容の変更は無料ですが、中途解約は解約手数料が発生します。

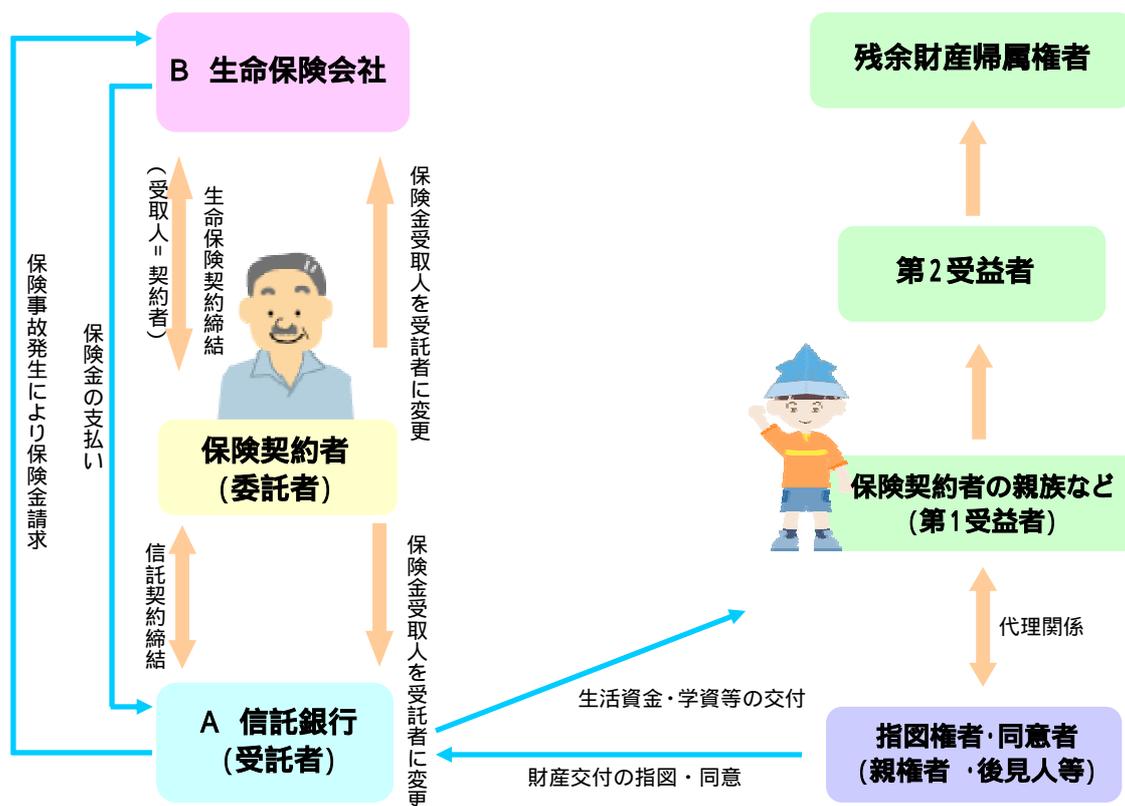
### 生命保険信託 契約から受け取りまでのフロー

契約から受け取りまでの流れは、次のようになります。

1. 信託契約締結までに、受取人 = 契約者とする ( )
2. 保険金の使い方、受取人を具体的に定めた信託契約を取り交わす。  
信託財産の対象になるのは「死亡保険金請求権」( )
3. 信託契約締結後にただちに、死亡保険金受取人を受託者(A信託銀行)に変更する。( )
4. 保険事故発生すると、A信託銀行がB生命保険会社に支払請求をし( )、保険金(信託財産となる)を受領。( )
5. 受領した保険金は、合同運用指定金銭信託で管理・運用される。( )
6. 生前の指示に基づいて( )、財産交付が行われる。( )

以降、受益者の交代事由が発生したり、受益者の死亡などにより信託終了事由が発生した時は、信託の定めに従って、受益者の交代手続きや、帰属権利者への残余信託財産の引き渡しを行います。保険事故が発生した場合は、保険会社、信託銀行のどちらに知らせてもよいそうです(事前に両社間で情報の連携をしてよいという承諾を得ることになっているとのこと)。また、指図権者を立てることにより、ケースバイケースで管理運用の指示を仰ぐこともできます。

### 生命保険信託 しきみ図



### 「生命保険信託」の今後

今回の大震災では、5月24日時点で155人の子どもさんが両親を共に亡くしました。法律上、未成年者は保険金請求が難しいのが実情です。しかし、生命保険信託という形をとっていれば、保険金請求権は受託者である信託銀行ですので、請求権者が問題になることなく保険金の支払いをしてもらえということになります。

この商品は、金融庁の監視下にある保険会社と信託銀行が、長期間に渡ってしっかり管理運営してくれるという大きな安心感があることと、社会的立場の弱い人が守られるしきみを実現できるということが大きなメリットではないかと思えます。本人の判断能力に不安がある場合や未成年の場合、財産管理などを任せる「後見制度」があります。後見人は財産の積極的な運用や処分ができませんが、今後、後見人制度とは相互補完の関係になっていくことも考えられます。

また、「生命保険信託」は、生命保険で作りましたお金がそのまま信託に入るので、法定相続財産には影響しない、つまり遺留分は発生しないということで、活用の幅が広がる可能性も考えられますし、遺留分の減債請求などの問題に対しても、代償交付金となる原資として保険を利用とした場合、それを信託しておく、それ以外の用途では交付されないため、確実に履行されるというメリットもあります。言葉として託せば、心情的にも争いを避ける手だてとなるかもしれません。

課税関係は、通常の生命保険と同じです。同居の遺族、未成年者、障害者の非課税枠適用。年金保険は所得とみなされますが、生命保険信託の場合は、受益権であるため、相続税課税のみになります。毎月交付されたとしても課税対象にはなりません。

現在、他に、銀行窓販で、一時払い終身などを勧める時、信託というオプションもあるという形で勧めている銀行もあるようです。また他の生命保険会社、信託銀行も発売を検討しているということです。備えるだけでなく、万一のときにきちんと受取れる生命保険へ、生命保険は変わろうとしているのかもしれません。

## 著者プロフィール

### 岩城 みずほ 氏

オフィスベネフィット代表。CFPR DCプランナー

慶應義塾大学卒。NHK松山放送局を経て、フリーアナウンサーとして14年活動。

報道番組、パブリシティ番組、選挙特番などの他、BS、ラジオ、各種司会、リポーターを務める。

その後、金融機関の企業研修講師を経て、2009年にFP資格を取得。得意分野は保険と資産運用。

コンサルティング、セミナー講師、執筆、司会などを行っている。

オフィスベネフィット <http://www.officebenefit.com/>

ほけんぺでいあ <http://www.hokenpedia.com/>

somerise project japan <http://somerise.net/>

火曜ブログ 「わたしのほけんABC」金曜ブログ「わたしの資産形成ABC」

**今後のメルマガをより良い物とするために下記のページより皆様のお声をお聞かせ下さい。**

<http://www.nichizei.com/fp-enquete.html>

### メルマガ執筆者募集のお知らせ

税理士FP 実務研究会事務局では、FP 実務に関する様々なテーマでメルマガの執筆をしていただける方を募集中です。分野・テーマ等は自由です。最近の相談事例や得意分野など、ぜひ寄稿ください。執筆を希望される方は、税理士FP 実務研究会事務局【(株)日税ビジネスサービス 総合企画部】までご連絡ください。TEL 03-3340-4488